

# 広域行政・行財政改革特別委員会会議記録

広域行政・行財政改革特別委員長 藤田 正道

## 1 日 時

平成26年9月18日（木） 午後1時00分から  
午後2時15分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

藤田正道、平岩純子、志村学、三浦公、玉田輝義、小野弘利、佐々木敏夫、  
吉岡美智子、堤栄三

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

な し

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 「大分県行財政高度化指針」の進捗状況について、公社等外郭団体の経営状況及び見直し方針の進捗状況について、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について及び包括外部監査及び行政監査の結果について調査した。
- (2) 第9回九州・沖縄未来創造会議について出席者から報告を受けた。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

|            |     |      |
|------------|-----|------|
| 政策調査課政策法務班 | 副主幹 | 阿孫正明 |
| 政策調査課調査広報班 | 主査  | 飯田聖子 |
| 議事課議事調整班   | 主幹  | 堺田健  |

# 広域行政・行財政改革特別委員会次第

日時：平成26年9月18日（木）13：00～

場所：第4委員会室

## 1 開 会

## 2 付託事件の調査

- (1) 「大分県行財政高度化指針」の進捗状況について
- (2) 公社等外郭団体の経営状況及び見直し方針の進捗状況について
- (3) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について
- (4) 包括外部監査及び行政監査の結果について

## 3 報告事項

第9回九州・沖縄未来創造会議について

## 4 その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**藤田委員長** それでは、ただいまから、広域行政・行財政改革特別委員会を開催いたします。

本日は、お手元に配付の次第に基づき、総務部所管の4項目について調査を行います。

説明は、一括して行い、その後、質疑を行うこととしたいと思います。

それでは、執行部から説明をお願いします。

**島田総務部長** 総務部長の島田でございます。冒頭私から一言ご挨拶を申し上げます。広域行政・行財政改革特別委員会の委員の皆様方には、日ごろより広域行政に係る取り組み、それから、行財政改革の取り組みについて、ご理解とご支援をいただいておりますことに、まずもって感謝申し上げます。

本日ですけれども、次第にありますとおり、4項目調査依頼ということでいただきました。1つには、大分県行財政高度化指針の進捗状況について、2つ目は公社等外郭団体の経営状況及び見直し方針の進捗状況について、3つ目は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、それから、4つ目は包括外部監査及び行政監査の結果についてであります。

以下、担当課長からご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

**山本行政企画課長** それではまず、私のほうから、①の行財政高度化指針の進捗状況から③の公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてのご説明をさせていただきます。

説明は、基本的に資料1を中心にさせていただきますけれども、まず1番目の項目、「大分県行財政高度化指針」の進捗状況につきましては、資料2、こちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

資料2、1ページめくっていただきまして、1ページ目でございます。

行財政高度化指針では、2つ目の枠の指針のポイントにありますように、県民への行政サービスの高度化と行政体としての大分県庁の高度化を図ることといたしております、その下にあります県民中心の県政運営の実現、持続可能な行財政基盤の確立、多様な主体とのパートナーシップの構築を取り組みの3本柱といたしてございます。

2ページをごらんいただきます。

平成25年度の主な取り組みを、指針の3つの柱に沿って整理したものでございます。

Iの県民中心の県政運営の実現ですが、現場主義の徹底では、地域の多種多様な県民ニーズや課題に対して、現場の実情に即した解決策の実行につなげていくため、地域課題対応枠予算を創設し、8事業に取り組んだこと、積極的・効果的な県政情報の発信では、大分県のブランド力をアップさせるために、福岡・関西エリアで「日本一のおんせん県おいた」を集中的にPRし、県民サービスの向上では、3カ所に点在していました青少年の相談窓口を1カ所に集約し、ワンストップ化したおいた青少年総合相談所を設置し、職員的能力向上では、大分県人材育成方針を改定し、職員がみずから能力開発に取り組み、組織としてその能力を活かしていく仕組みづくりといたしまして、キャリア開発プログラムを導入することを掲げてございます。

次に、IIの持続可能な行財政基盤の確立ですが、歳入の確保では、庁舎エレベーターへ

の広告掲載やおおいた灯りのサポーター事業の構築など新たな歳入確保の取り組みを、歳出の削減では、予算執行段階での経費の見直しや団体への負担金見直しなどの取り組みを掲げますとともに、効率的な組織体制の確立では、危機管理体制の強化を、財産の有効活用では、新県有財産利活用推進計画の改定による未利用地等の売却・貸し付けの推進を掲げてございます。

また、Ⅲの多様な主体とのパートナーシップの構築ですが、NPO・企業との協働では、青・壮年期への食育を進めるための社員食堂との協働の取り組みを掲げますとともに、市町村との連携では、高齢者が住みなれた地域で元気に安心して暮らせるための地域包括ケアシステムの構築を推進し、各市町村で高齢者個々のケアプランを検討する地域ケア会議の立ち上げ、定着を支援するを掲げてございます。

3ページをお開きください。

3ページは、進捗状況で掲げた主な取り組みのうち、特に説明を要するものについて、仕組みなどを補足説明いたしてございます。

4ページをごらんください。

これは、高度化指針の指標となっております財政調整用基金残高と県債残高につきまして、平成25年度決算ベースで取りまとめたものでございます。

1番上の表でございませけれども、平成25年度の一般会計決算では、1番右にありますように、実質収支で24億5,500万円の黒字となったところでございます。

これに伴い、財政調整用基金残高は、表の右から3番目の枠の下から2段目、実績(B)にありますように、25年度末で443億円を確保することができました。平成27年度末につきましては、目標の300億円に対して、あくまでも機械的に試算したものでございませけれども、395億円が確保できる見通しとなっております。

また、その右の一般会計の県債残高の推移ですが、25年度末は、総額では1兆574億円で、前年度に対して43億円のマイナスとなり、平成18年度以来、7年ぶりに減少に転じることとなりました。臨財債除きでは7,150億円で、前年度に対して342億円のマイナスとなっております。27年度末の見込みといたしましても、これも同様の試算でございませけれども、臨財債除きでは、6,700億円まで減少するものと見込んでおりますが、今後とも、行革実践力を発揮し、財政基盤の強化に取り組んでまいります。

行財政高度化指針の進捗状況につきましてのご報告は、以上でございませ。

次に、公社等外郭団体の経営状況及び見直し方針の進捗状況についてご説明いたします。縦長の資料1、こちらのほうをごらんいただきたいと思ひませ。

資料1の1ページから3ページに概要を取りまとめてございませ。

まず、1ページの最初の枠でございませが、議会報告に関する制度を記載いたしてございませ。

出資法人等につきましては、地方自治法の規定に基づき、経営状況を報告するということになってございませして、報告対象となる法人は、地方自治法施行令及び県条例により、施行令の①に該当いたします土地開発公社、住宅供給公社及び②、③により、県が4分の1以上出資している法人でございませして、今回、県議会に報告させていただいたところでございませ。

次の枠内でございませけれども、大分県では、平成21年9月に策定いたしました大分

県公社等外郭団体に関する指導指針によりまして、県が出資している団体は、出資比率が4分の1未満であっても経営状況等を把握し、議会報告などを行っております。

なお、個別団体の経営状況等につきましては、本議会の各常任委員会におきまして、所管部局から報告をさせていただきました。

本日は、公社等外郭団体について、総括的に対象団体全体の経営状況や、県の関与の見直し状況等についてご説明をいたします。

中ほどの1の対象団体でございますが、議会報告いたします団体は24団体ございまして、これに指導指針に基づくものが25団体ございまして、合計で49団体が対象団体でございます。

前年度と比較しますと、その下の表の備考欄にございますように、大分県自治人材育成センターに追加出資をいたしまして、出資比率が14.3%から50%に増加いたしましたので、議会報告対象団体が1団体増加をしております。

次に、2の経営状況でございますが、(1)の当期純利益、当期正味財産の増減額でございますけれども、プラスの団体が30団体、マイナスの団体が18団体となっております。

なお、表の欄外にありますように、プラスマイナスゼロという団体が1団体ございます。

次に、2ページの一番上、純資産、正味財産の状況でございますけれども、プラスの団体が45団体、マイナスが4団体となっております。

恐れ入りますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

各団体の概要の一覧表でございます。

表の右から3欄目が当期純利益、その右が純資産ということでございます。

当期純利益がマイナスという団体でございますが、マイナスの大きい団体は、指定団体では、1番左の番号欄でございますけれども、2番目、大分県芸術文化スポーツ振興財団が3,808万3千円のマイナス、11番の大分県産業創造機構が2,607万円のマイナス。

5ページをお開きください。

5ページの1番上、25番でございます。養殖漁業用の種苗生産等を行っております大分県漁業公社が1,811万2千円のマイナス、それから、1番下の31番、大分県交通安全協会が3,691万5千円のマイナスとなっております。

交通安全協会につきましては、昨年この特別委員会の場でもご心配をいただきました。昨年は1億1千万円の赤字を出しまして、大変心配いたしましたところでございますけれども、今年度は約3,700万円赤字幅を圧縮いたしてございます。

次に、6ページのその他の団体でございますが、こちらは6番、浄化槽の法定検査機関でございます大分県環境管理協会が1,695万円のマイナス、15番の九州乳業、これは事業を承継いたしました新しい九州乳業でございます。販売部門と製造部門の連結決算、初めての決算でございますが、マイナスの1,365万3千円となっております。

これは、製造部門のほうが製造設備を引き継ぎました。それに伴います登録免許税でありますとか、不動産取得税といった租税負担がマイナスの要因となっております。

次に、純資産がマイナスという法人が、同じ6ページでございます。この6ページの表に4団体ございます。

まず、2番目、サン・グリーン宇佐、これは、かんぼの郷宇佐の運営主体でございますけれども、5, 123万4千円のマイナス。

3番の大分フットボールクラブが3億6, 478万5千円のマイナス。これはクラブの決算期が毎年2月から1月ということになってございまして、1月末時点の数字でございます。その後、ファンドの出資によりまして、この債務超過は解消されてございます。

また、15番の九州乳業が365万3千円のマイナス、そして、下から2つ目、17番の周防灘フェリー株式会社が6, 812万円のマイナスとなってございまして、団体数では前年度と変わってございません。

恐れ入ります、別途お配りしています、青い表紙の冊子をごらんいただきたいんですが、こちらの冊子は、各常任委員会でご報告させていただきました経営状況、その説明資料を取りまとめたものでございます。

こちらの26ページをお開きいただきたいと思います。

25年度の各団体の経営状況の中で、特に心配をいたしておりますのが、この26ページにあります大分県漁業公社でございます。

表の5番目、6番目というところをごらんいただければと思いますけれども、5番目の問題点、懸案事項の欄にございますように、漁業公社では、電気料・燃料油の高騰、また、赤潮被害の発生などによります経費の増、さらに施設の老朽化によりまして、非常に厳しい経営状況にございます。現在、経費節減などの経営努力を重ねてございますけれども、より抜本的な対策の検討が必要でございまして、6番、対策処理状況の1番下にございまして、外部有識者による検討に着手する予定にいたしてございます。

恐れ入ります、もとの縦長の資料の2ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

2ページの上のほうであります、3の見直し方針の進捗状況という欄にございます。こちらのほうで、県の人的関与ですとか財政的な関与というものを取りまとめてございます。

まず、(1)の人的関与の状況でございますが、①の県職員の派遣につきましては、昨年に比べまして、13名の増となっております。これは、県職員と市町村職員の研修一元化のため、県の職員研修所を廃止をいたしまして、自治人材育成センターに業務を移管したこと、また、県立美術館開館に向けまして、県立美術館推進局という県の組織から芸術文化スポーツ振興財団に業務を移管したこと、また、農業農村振興公社が新たに農地中間管理機構の業務を開始をするということによりますもので、施策の推進に必要な職員派遣を行ったところでございます。

その下、②県職員の役員就任につきましても、昨年に比べまして1名の増となっております。これも職員研修の一元化に伴うものでございます。

その下に、役員就任のあり方の見直し状況を記載してございますが、より実務的な関与となりますよう、大分県社会福祉協議会の非常勤理事を、福祉保健部長から福祉保健部審議監に変更をいたしてございます。

次に、(2)財政的関与の状況ですが、①の委託料では、31億2, 354万円の支出で、前年度に比べまして7億7, 227万4千円の増となっております。これは、その下の主な増要因にございますように、県立美術館の指定管理を25年10月から開始したこと、ため池の緊急点検や日田市の国道212号拡幅を加速いたしますために用地取得業

務を委託したこと、こういったことによるものでございます。

また、②の補助金・交付金・負担金では、20億653万9千円の支出でございまして、前年度に比しまして3億7,851万1千円の増となっております。これは、その下、内訳欄の1番下にありますように、自治人材育成センターの新研修施設整備に係る負担金4億5,672万2千円によるものでございまして、補助金につきましては、3,643万3千円のマイナスということになってございます。

恐れ入ります、次の3ページをお開き願いたいと思います。

次に、(3)公益法人制度改革への対応状況でございます。49団体のうち、右から3番目の株式会社など対象外の団体が23団体ございますが、これを除く26団体が公益法人制度への移行対象でございます。26年4月に大分県主要農作物改善協会が一般財団法人に移行いたしまして、公益法人制度への移行が全て完了したということになってございます。

最後に、4の今後の取り組みでございまして、この経営状況、また見直し方針の進捗状況につきましては、県庁ホームページで広く県民に公表をさせていただきたいと思っております。さらに、経営状況の厳しい団体や債務超過状態にある団体につきましては、所管部局による定期的なモニタリングの徹底を図るなど、引き続きしっかりと指導に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

以上で、公社等外郭団体の経営状況等に関する説明を終わらせていただきます。

続きまして、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、ご説明をいたします。

同じ資料の7ページをお願いいたします。

仮称でございますけれども、大分県公共施設等総合管理指針の策定についてということでございます。

資料の1番上の網掛けの部分でございますけれども、平成24年12月に山梨県の中央自動車道笹子トンネルで崩落事故が発生し、本県においても昨年、津久見市の下浦トンネルの天井一部崩落事故が発生をいたしてございます。こうしたインフラ施設とともに公共建築物についても老朽化が進行しておりまして、公共施設に対する老朽化対策は国家的な課題ということでございます。

本県では、これまでも、インフラ施設を中心にアセットマネジメントに取り組んでまいりましたが、今回、県が保有する全ての公共施設について、計画的保全の方針などを示す公共施設等総合管理指針の策定に着手をいたしましたので、ご報告させていただきます。

県では、道路、橋梁などのインフラ施設のほか、庁舎などの建築物を多数保有し、維持管理をいたしてございます。グラフがございまして、このグラフは、県営住宅を除きます県有建築物の建築年度別延床面積というグラフでございます。グラフが濃淡ございまして、薄い棒グラフが県庁の3庁舎ですとか、大銀ドームなど17、おおむね1万平米以上の大規模施設を薄い棒グラフでお示ししてございます。濃い棒グラフが地方庁舎や学校、警察署などの行政系施設でございます。面積は、全体で約170万平米、そのうち17の大規模施設が約40万平米となっております。1番下にありますように、昭和37年度建設の県庁舎本館を初め、高度経済成長期などに集中的に整備されまして、築後30年以上経過した施設が既に全体の45%を占めておりまして、今後、老朽化が一層進行

いたします。

また、バブル期以降に建設された施設も、計画的な維持、補修が必要になってまいります。

本県にとりましても、公共施設等の老朽化対策は喫緊の課題でございます。今後、厳しい財政状況や人口減少などの状況も踏まえまして、中・長期的な視点をもって、これらの更新ですとか長寿命化ですとか統廃合などを計画的に行って、財政負担の軽減、平準化や施設の最適配置を実現していくということが課題でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページの左側の上の欄でございますが、国の動きを記載してございます。国は昨年11月に公共施設の維持管理等の基本方針となりますインフラ長寿命化基本計画を決定をいたしております。

この計画では、各省庁が所管施設の維持管理、更新等を着実に推進するための取り組みの方向性を明らかにする行動計画というものと、個別施設ごとに方針を定めた個別施設計画を策定するというようにされてございます。

また、地方公共団体においても国に準じた取り組みを行うように要請があったところでございます。

国が示す対策は、その下でございますけれども、対症療法的な管理ではなくて、予防保全型の維持管理を推進するとともに、施設の耐用年数の延長を図って長寿命化して、長期的なトータルコストの縮減、予算の平準化を目指すということにされてございます。

例えば、鉄筋コンクリートの建築物の耐用年数は一般に60年というふうに言われておりますけれども、これを単純に建てかえるのではなくて、途中、予防保全工事を経過的に行うことによって、さらに30年程度、寿命を延伸するということが国のほうでは示されてございます。

右側のほうをごらんください。

県では、こうした国の動きを踏まえまして、大分県公共施設等総合管理指針といったものを策定したいと考えておりまして、これには、県が保有しております公共施設等の全体の状況ですとか、管理の基本的な考え方、将来の保全費用の見込みなどを盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

また、個別施設計画につきましては、公共施設等の種別ごとに順次策定をしていくということにしております。各施設の特性に応じました点検ですとか、診断、維持管理、修繕等の対策を盛り込んでまいりたいというふうに考えてございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

国の状況も含めまして、各計画のイメージを示しております。

右側、県の総合管理指針の下には、個別施設計画といたしまして、箱物としては、大規模施設、学校施設、警察施設といったものから、インフラについては、道路、河川、ダム、砂防施設、港湾といったような、それぞれの個別の計画がぶら下がってくるということになってまいります。

10ページをごらんいただきたいと思います。

今後のスケジュールでございますけれども、上段の公共施設等総合管理指針につきましては、下段の各個別施設計画策定の進捗状況に応じまして、記載内容を徐々に充実してい



く必要がございます。

そこで、まずは今年度中に策定されます個別施設計画に盛り込まれました点検や維持管理、長寿命化等の実施方針及び将来の保全費用見込みなどを反映させまして、今年度末までには指針の素案を策定したいというふうに考えてございます。

また、27年度は、学校施設などの個別施設計画の内容も取り込んでいながら、指針をおおむね取りまとめ、以後、個別施設計画の進捗に応じまして改定をしていきたいというふうに考えてございます。

これら公共施設等総合管理指針、個別施設計画を策定いたしまして、着実に実施することにより、中・長期的な視点に立った老朽化対策を推進して、財政負担の軽減、平準化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

**安部税務課長** それでは、平成25年度包括外部監査結果の概要につきましてご説明させていただきます。

資料は11ページをお開き願いたいと思います。

包括外部監査につきましては、地方自治法の規定によりまして、公認会計士などに外部監査をお願いするものでございますが、平成25年度の監査テーマは、県税の賦課・徴収に係る財務事務の執行でありました。

全体的には、おおむね良好との評価をいただいておりますが、適正な課税並びに公平な徴収を目指して、今後さらなる取り組みを進めていきたいと考えております。

監査人から指摘や意見のございました69項目のうち、主なものにつきましてご説明させていただきます。

次のページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1番上の1です。事務が適正かつ網羅的に行われているかというような視点から、個人事業税の課税漏れ、それから、滞納処分の執行停止者の資力回復調査につきまして指摘がございました。これらにつきましては、事務処理上のチェックミスにより発生したものであることから、すぐに是正措置を講じるとともに、今後、同様の事例が発生しないように、適正な事務処理の徹底を図ったところでございます。

次に、その下、2の事務は効率的かつ効果的に行われているかという視点から、個人県民税における市町村連携強化、それから、自動車税におけるクレジット納付の導入に関する意見がございました。

個人県民税につきましては、市町村が住民税と一緒に徴収していることから、これまで県徴収職員の市町村への派遣などの徴収面での連携を図ってまいりましたが、平成24年度からは、特別徴収の推進に連携して取り組んでまいりましたが、その結果、今年度の特別徴収者の割合につきましては、昨年度に比べて9ポイント上昇したところでございまして、今後も引き続き市町村と連携して、特別徴収の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

自動車税におけるクレジット納付の導入につきましては、納付手段の多様化や納期内納付改善の観点から、導入の要否につきまして検討してまいりたいと考えております。

最後に、1番下3の組織体制及び人材育成は適正かつ効率的に行われているかという

視点から、税務事務への業務管理手法の導入について意見がございました。税務の効率的な事務の執行を図るため、現在、監査人からの意見を活用いたしまして、スケジュール管理が可能なシステムを構築し、一部の県税事務所にて試行的に導入しております。今後、機能の追加をした上で、全県税事務所に導入することにより、業務の平準化、効率化はもとより、高度化を図ってまいりたいと考えております。

このほか、監査人からの指摘意見につきましては、参考資料ということで、一覧にして整理しております。

包括外部監査の結果についての説明は以上でございます。

**山本行政企画課長** 同じ資料の13ページをお願いいたします。

平成25年度行政監査結果の概要でございます。

行政監査は、監査委員によりまして、公正で能率的な行政の確保という観点から、特定のテーマを選定いたしまして行われる監査でございますが、平成25年度の行政監査テーマは、1にありますように、法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況でございました。

2の監査の目的でございますが、県では、各種業務の適正化や団体等の健全な運営を確保するために、福祉・医療・環境・食品衛生などの分野で団体に対します検査・監査等を実施しております。この検査・監査等がより効率的・効果的で適切に執行されるよう、検査等の実施状況について監査が行われたところでございます。

対象事務は、3にありますように50の事務でございまして、本庁・地方機関合わせて41機関が対象となりました。監査は、4にありますように、実施要綱等は整備されているか、実施計画は適切か、実施結果の取り扱いは適切かといった着眼点で実施されたところでございます。

14ページのほうをごらんください。

監査の主な結果でございますが、監査では、検査等は全体としてしっかりと執行されていたという評価をいただきましたけれども、検査等の実施方法などにつきまして改善を求められたものがございました。その例をこのページに掲載させていただいております。

1の実施要綱等は整備されているかという視点でございますけれども、実施要領の見直しについてご指摘がございました。

児童福祉施設のうち児童館への指導監査についてでございますが、児童福祉施設の実地検査は、政令で1年に1回以上行うように定められてございます。これに対して、本県の実施要領では、児童館の実地検査は2年に1回の頻度といたしてございました。

これに対する措置の方向性でございますけれども、児童館の実地検査については、県の実施要領を改めまして、平成26年度から年1回の頻度で実施することにいたしてございまして、既に今年度は全施設についての検査を終わらせたところでございます。

次に、2番目の実施計画は適切かという視点では、検査等の実施時期の見直しについてのご指摘がございました。

建築士法によります建築事務所への立ち入り検査でございますが、これまで2月を強化期間と定めまして立入検査を実施してまいりました。この時期、年度末でもございまして、日程調整が難しいことなどの理由によりまして、検査件数が少なくなってしまうという実

情がございました。

このため、効果的な実施ができますように、実施計画を見直すべきであるとの指摘でございまして、右にありますように、26年度は年2回の強化期間を設定して検査件数をふやすとともに、進捗管理を実施いたしまして確実に検査を行える体制を整えるということにしたものでございます。

1番下の実施結果の取り扱いは適切かという視点では、レストランやスーパーなどの食品衛生施設の監視指導について、指導方法の見直しに関する指摘がございました。

毎年度作成いたします食品衛生施設の監視指導計画では、健康被害の発生などのおそれがない軽微な違反を発見した場合は、一律に、その場で食品衛生指導注意票という書面を交付して改善指導を行うというふうに定めてございました。

注意票は、右にございますように、違反内容を対象施設に正確に伝えるために交付するものでございますけれども、現場での判断が難しく、正確を期すために、所属で検討した上で交付すべき場合もございます。

このため、26年度の指導計画では、迅速性とともに適切な指導を確保するため、一律の取り扱いを見直しまして、事案に応じて、検査後に注意票を交付するというようにしているところでございます。

行政監査結果についての説明は以上でございます。

**藤田委員長** 以上4項目にわたっての説明が終わりました。これから質疑に入りますけれども、全体でまとまりがないので、一項目ずつ質疑を行っていきたいと思います。

まず、「大分県行財政高度化指針」の進捗状況について、1番最初の説明の分ですが、資料2ですね。こちらに関して何かご質疑ございませんか。

**堤委員** 単純なんですけどね、言葉、財政調整用基金と財政調整基金、2つあるよね。あれの違いというのは具体的にどういうのですかね。

**長谷尾財政課長** 財政調整基金というのは基金そのものの名前でございます、当然基金ですから、条例の設置に基づくものでございます。同じように、減債基金というのがもう1つございまして、私ども財政の予算編成の中で、どうしても一般財源が足りないと、毎年これでおりますけれども、その不足分を穴埋めするために、1つは財政調整基金、もう1つは減債基金、減債基金というのは県債残高を減らすとか、要するに公債費絡みの基金でございますけれども、この2つを使っております。そういうことで、この2つをまとめまして、財政調整用基金というふうな言い方をいたしております。

**堤委員** ということは、25年の443億円というのは、財政調整基金と減債基金の合計という認識でいいわけね。

**藤田委員長** そのほかございませんか。

**三浦（公）委員** 県債残高なんですけれども、当然、臨財債除きだったらどんどん減っているんですけど、どうしても臨財債含めて横水準ですよ。もう将来的にかなり厳しくなっているんじゃないかなと、何回も言っていますけど、これは将来的にやっぱり減らしていくような方向にはならないものなんですかね。それは国のいろんな施策の方向性もあるかと思うんですけど、どういうふうにお考えかなというのを聞きたいと思います。

**長谷尾財政課長** 臨財債、地方全体の収支不足を穴埋めするという起債でございます。ご案内のように、地方税を主体といたしまして、地方交付税と、この2つがかなり大きなウ

エートを占める地方全体の収入になりますけれども、それに加えて、地方債というものがございまして、この臨財債については、どうしても財源不足を補うというときに、今、委員の皆様方よくご存じのやつが、交付税の特例的な加算ということで、特別枠という言い方をしておりますけれども、26年度当初では1.2兆円の加算をいたしております。これは歳出に加算をしているので、その分、必要な一般財源は、この臨財債なりで、あるいは国のほうで2分の1の加算をするといったようなことで、交付税に加算をされているといったことになります。

これで何とか毎年度、地方財政計画の策定と、また、大分県等地方においては予算編成のやりくりをやっているわけでございますけれども、たまさか26年度当初予算では、地方の財源不足というものがほぼ10兆円ぐらいに縮まりまして、その分、臨財債の発行額としまして、これは当然、税収が伸びたということでございますけれども、そのおかげもありまして、26年度当初予算は編成段階で前年度よりも県債残高を落とすことができたというようなことになっておりまして、これは特に、ことしの第1回定例会での議論の中でもお話ししてございます。

今後はどうかということでございますけれども、今、税収等27年度の国の概算要求等が出そろいましたけれども、入りのほうがまだはっきりいたしません。これは概算要求は出ベースでございますので、歳出を一生懸命つなげておるわけですね。これは100兆円超えましたけれども。

同じように、地方財政についても、仮試算というものが示されましたが、この中で、税収は幾分伸びると。一方で、地方交付税は少し減るだろうというような見方をしております、これも実は年末の国の予算編成を待たなければ、まだはっきりしたことは言えません。

そういった中で、臨財債も少し落ちぎみかなというようなところがございます。これで行きますと、今、26年度が5.6兆円全国でありますけれども、これが5.5兆円ということで、1千億円ほどの減を概算では見ておりますけれども、こういった傾向が続けば、本県税収構造、県税の割合が収入に占める割合がそこそこ法人2税等が強いものですから、そういった意味で、臨財債が落ち続ければいいなと思っておりますが、なかなか問屋はそうおろさないわけでございます、こういったところ、今後の推移をよく見て、極力基金残高の確保と県債残高の抑制という今までの大きな二本柱を保持しながら、財政運営を進めていきたいと考えております。

**三浦（公）委員** 確認なんですけど、臨財債というのは国の借金なんですかね、県の借金なんですかね。

**長谷尾財政課長** 地方の借金です。

**三浦（公）委員** そうですよ。なぜか地方の借金を国が後々ちゃんと交付税特会の中ですかね、返してくれるから、地方の借金のやり方、臨財債除きの県債が減っていけばいいんだというようなのは、なかなか僕は納得いかないもので、度々聞くんですけど、分かりました。いいです。

**小野委員** この報告と直接は関係がないんだけど、今、県が募集している県民からの借金、県民債か。あれというのは、ここで今、話しているものですか。

**長谷尾財政課長** 実は、県債の資金調達に当たりまして、通常、金融機関から借り入れを

しているわけなんですけれども、もう1つ、市場公募債という形で、これも金融機関、あるいは証券会社から借りているわけなんです、その借り先である銀行、証券等が県民の皆さんからも要するに購入枠をつくって今までやってきております。（「上限100万のやつかな」と言う者あり）いや、上限はなかったと思いますけども。上限は今はないです。

以前、県が直接、市場公募債という形で金融機関を通してやっていたときには上限の設定があったんですけれども、今はないです。（「ないんですね」と言う者あり）

**三浦（公）委員** 今、金融機関かなりお金余っていますよね。新たに県民の市場公募債をやる、その必要性を感じなかったんです、ニュースを見たときに。例えば、今、お金余っていますし、金融機関から借りればいいじゃないかと。それで今度は市場公募債を100億円でしたっけ。その意図がちょっとわからない。

当然ながら、やるときは資金調達が多様化のためとか言っていますが、今はそこまで必要性がないのかなという感じがあったんですけど、その狙いを教えていただければ。

**長谷尾財政課長** 今、委員おっしゃったように、まさに資金調達の多様化の一環であります。

ご案内のように、県が調達する金額というのが借りかえすることを含めれば1千億円を超えるわけございまして、これを地域の地場の金融機関だけからというのは、なかなか難しい。あわせて、国の政府資金というのも4割ぐらい入ってまいりますけれども、こういったものの中で、今は仮にそういった環境が幾分良好になったとはいえ、これがまた資金需要が、民間等が高まってくれば、実は地方自治体というのは、そう強い借り主ではありません。どうしても民間で優位な高い金利のほうにお金が流れていくということございまして、私ども、実は国債準拠で、国債よりも少し高い金利で資金調達するものですから、決して金融機関から見てもうけ口ではない。ただ安定はしているというような状況ございまして、今、ちょっと組上に上っております県民から集めたというのは、実は金融機関が県から受けたということであって、その先の話でございます。

したがって、ストレートに県が県民の皆さんから集めるというよりも、県が金融機関から集めた中から金融機関に私ども一部お願いをしまして、県民の皆さんから、どちらにしても起債——県債ですから、県民の皆さんにもこれだけいただければ、また、それはそれで県に対するご支援をいただけてるんじゃないかということございまして。

**藤田委員長** よろしいでしょうか。続いて、公社等外郭団体への経営状況及び見直し方針の進捗状況について、質疑があればお願いします。

**三浦（公）委員** 済みません、個別の法人について聞いていいのか悪いのかわからなくて、説明があったので。

九州乳業全体では1,300万円の赤字、うち九州乳業のみの決算が約7,600万円の黒字で、それで、みどり九州協同組合のほうが、要するにその分赤字、9千万円ぐらいの赤字というようなことなんです、済みません、新スポンサーは、忘れたので教えてください。新九州乳業のみに対してのスポンサーをしてるんですか。それとも、みどり九州協同組合へのスポンサーをしているんですか。その辺がちょっとわからないので。

**山本行政企画課長** 会社としましては、2つございます。販売部門が九州乳業、生産部門がみどり九州協同組合。

こちらの青いほうの冊子の47ページでございます。

47ページの5番のところに、そのあたりの会社の構成が書かれています。スポンサーたる阪神酒販グループは、この販売部門、生産部門両方のスポンサーです。

**三浦（公）委員** ああ、両方なんですね。

**山本行政企画課長** はい。ですから、片一方に赤字をしわ寄せをしてということではなくして、実質上、営業政策として見れば両者とも黒字でございました。生産部門のほうは資産を取得しましたので、それに伴う租税公課が発生をしたということで、経営収支上はその分がマイナスということでございます。

**三浦（公）委員** 租税公課はことしどれくらい出たんですか。

**山本行政企画課長** 1億2千万円です。

**三浦（公）委員** じゃあ、来年は1億1千万円ぐらいの黒字ですね。わかりました。

**藤田委員長** そのほか、質疑ございませんか。

**小野委員** 交通安全協会の心配した問題があったけど、きょうの報告では持ち直したような感じの報告を受けたんですけど、あの要因が会費収入の減というのが大きな要因になっているというふうにこれまでは聞いておったんです。そこら辺の関係は改善されたのか。

**山本行政企画課長** 基本的な構造的な問題というのは、引き続き残ってございます。どうしても会員さん方、ドライバーの交通安全協会への加入の意識というものが薄まってきてございます。特に各警察署での免許更新であれば、会員になっていただける方も多いんですけども、大分市の運転免許センターに見えますと、顔が見えない関係で加入をお願いしますので、どうしても2千円の会費を更新時に納めていただけないということがございます。そのあたりもございまして、窓口での対応も交通安全協会として改めていこうと。交通安全協会の活動を理解いただくために、そういったDVDを窓口で流すとか、声かけをすとか、より理解を得る取り組みは一生懸命したいということでございます。

また、企業等賛助会員になっていただけないかという願いをするといったことも実施をしようと思っております。

今回、赤字幅を圧縮できましたのは、経営努力でございます。人員削減等の経営努力によりまして、赤字幅を圧縮してございます。そうした取り組みについては、交通安全協会の中で財政再建計画検討委員会というものを設置をして検討し、できるものから順次取り組むということで取り組んでございます。

協会としましては、28年度には何とか収支均衡のところまで持っていきたいということで、それに向けて経営改善等もございしますが、やはり引き続き県民の皆さんに協会の活動を理解いただくという取り組みを進めていくというものは非常に大事なことだというふうに思っております。

**小野委員** 経営改善の努力はね、例えば、支部に対する還元金を減らしていくとか、そういうところで支部が今度は困っているとか、そういう状況もあるんじゃないかと思うんですがね。

**山本行政企画課長** そういった面につきましては、昨年度来、県議会の場でもいろんなご指摘をいただいております。警察本部としましても、そこら辺は十分に受けとめながら、協会との間で支部の活動に支障が出ないように話は進めておるといふふうには聞いております。

**藤田委員長** 全体的にはよろしいでしょうか。

**平岩副委員長** 今の山本課長のお話を伺っていて、交通安全協会ですけれども、納入する人の数がふえたというよりも、中の人員を削減して、その賃金等の削減によって赤字額が減っているというふうに捉えればいいということですか。

**山本行政企画課長** 基本的にですね、会費を納めていただける方、好転をしたという状況ではございません。運転免許の更新のタイミングが年によって凸凹しまして、更新者の多い年というのがあります。25年度は比較的更新者の少ない年でございます、会費収入としてもそう多くは期待できない年にもなるんですけれども、余りここ数年、加入者の率というものは変わっておりません。加入者がふえて改善できたということでは決していないということでございます。

**平岩副委員長** わかりました。私、免許センターで更新なんですけどね、ほかのところは割と感情なしにつっけんどんにずっと回って行って、あそこのコーナーだけ行くと物すごく笑顔で優しく丁寧に接せられて、はいというふうな形にみんななっていく人も多かったですけど、まだまだ厳しいということですね。ありがとうございます。

**小野委員** 7ページの社会福祉協議会の関係で、最近、毎日新聞から、ことし協議会の問題が特集されていて読んだんだけど、行政とのかかわりとか、補助とか国庫交付金とか、そういう関係とか、それから、いい言葉じゃありませんけど、人材の天下りの問題だとか、そういうことが指摘された記事を読んだんですけど、大分県の場合は、今のところあれに書かれているような問題だとかいうようなことは特にないか、簡単でいいですけど。

**山本行政企画課長** 県との人的な派遣関係ということにつきましては、今、福祉保健企画課の参事を1名、業務命令ということで県社協の事務局に派遣をいたしてございます。これは、県社協の運営の健全化ということに取り組んでもらうために派遣をいたしてございます。

新聞等でご指摘を受けるとすれば、県と社会福祉協議会の間委託契約等が随契であるといったことは、多分ほかの県でもあります。大分県でも、やはり随契をお願いをしているものがございます。それは、例えば、苦情相談事業であったり、そういう公平な第三者的立場で県民からの相談を受けると。また、ボランティアをしたいとおっしゃる方と、実際そのニーズがあるところ、そこをつないで、コーディネートするとか、そういった事業に関して、県が社会福祉協議会しか適切な相手はいないということで、随意契約としてお願いをしているものでございます。言ってみれば、県の業務を県にかわって社会福祉協議会にお願いをするというものが多うございまして、その辺はほかにかわるべき団体がないということであると私どもは考えてございます。

**小野委員** 今のところでね、県とか市とか、いわゆる行政がやるべきところを委託のような形でやっている。そういう事業にもほとんど、言い方を変えれば、行政におんぶにだっこというような内容になっているんじゃないかというようなこと、さらには、市町村の福祉協議会を見ると、会長はほとんど首長さんですよね。それと、ほとんどと言ったらどうか分かりませんが、身近なところでは、市長が協議会の会長になって、市の仕事か協議会の仕事かわかりにくいような実態があるようなので、この辺はきちっと、また県の福祉協議会ももちろんですけども、市町村の協議会のところについても、意見としてもきちっとした指導とか連絡、調整とか、こういったこともお願いをしたいと思います。これは要望です。

**藤田委員長** それでは、次に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関して何か質疑がありましたらお願いいたします。

**三浦（公）委員** これは、今、報道等でしか私はわからないんですけど、要するに、将来的な人口を見据えて、必要な、もちろん老朽化したやつについては、どれぐらいお金がかかるってんで、人口減少を見据えて、必要な箱物についてはこれぐらいの面積が必要であると、そこまで絞り込んでやるような計画になるんですか。

**山本行政企画課長** 国のほうから示された考え方としましては、将来のニーズというものをきわめて、必要な施設は何かということをよく考えて、いわば残すべきものにきちんとお金をかけてやっていくというようなことを言われておられます。ただ、直接人口の増減によってニーズが変わってきます、例えば、市町村施設、学校なんかは特にそうだと思いますが、児童・生徒数が変動すれば、それによって学校としての必要になる面積が変わってまいります。また、公営住宅等であれば、入居されるであろう住民の方が大きく減れば、当然ニーズは減ってまいります。そういった人口に比例をしてといったものに関しては、将来の存廃ということも含めて考える必要があるかというふうに思うんですが、ただ、県が持っております施設って、県内唯一というような施設があります。大きなコンベンションのホールは、人口がある程度減っても、やはり1つは要ると。県立の体育館というのは、やっぱり1つは要ると。人口の増減に即比例をするような性格のものではない施設もございまして、なかなか今の段階で、もう将来的に人口が何十万減ったら、これはいらないよねという判断がつくような格好にはなりがたいのかなと。その辺は、個別の施設を見ながら、将来のニーズも見ていきながら、施設の性格に応じて考えていきたいなというふうに考えております。

**三浦（公）委員** 国のほうは、報道ベースでは、なかなかやりづらいようなことも含めてやってもらうというようなことを地方に対して求めているように伺ってはいるんですけど、国の求めはそうじゃないというようなことなのか。

さらに言うと、もう1つ別の質問ですけど、市町村に対しては、要するに市町村であれば、ある程度ニーズがかなり限られてくるから、そういう選別はしやすいのであれば、これから技術援助を多分、県として市町村に対してしていくでしょうけど、市町村にはそういったものは求めていくんですか。

**山本行政企画課長** 国も必ずこれをやれということでは、当然国も、地方公共団体に命令し得るような、そういう関係ではございませんので。ただ、そういうことも含めて検討してくださいという要請としては来ております。ただ、それが見込めるところ、見込めないところ、これまで十分余るぐらいに施設をつくっていて、将来的に当然この施設は余るよねというところもあるでしょうし、そうではない市、これまで辛抱してきたので、まだニーズに足りないよという市町村もあるかもしれません。そこは一律にどうこうというふうには決してならないんだろうと。

市町村については、国から示されました指針というものはお示しをして、市町村それぞれの実情に応じて検討いただきたいということをお願いをしていくということだろうと思います。

**藤田委員長** いいですか。

**三浦（公）委員** 一つは、人口がどんどん減っていくし、それで、さらに財政的にも厳し



いから、ある程度峻別してってするのが大きな流れだと思うんですけども、そういった大きな考えに基づいた計画にすべきかなと思うんですけど、確認ですけど、必ずしもそういうようなものにはならないんですか。

**山本行政企画課長** 将来の予測がはっきりついて、何年か後にこの施設はもう利用されな  
いだろうと言えるものであれば、そこには手をかけないという判断はしていかなきゃなら  
ないというふうに思っています。ただ、現段階で通常、県が行政目的で使っている施設に  
ついては、今の県の仕事に変化がない限りは、引き続きニーズがあるんだろうというふう  
に現時点では考えざるを得ないのかなと。それ以上、これはもう要らないよねというのは、  
なかなか今、申し上げる状況にはないのかなと。

**三浦（公）委員** わかりました。一応確認ですが、私としては、そこまで踏み込んでやっ  
てくださいねというような要望かと思っていたんですけど、県としては、そうは受けとめ  
ていないということですね。わかりました。

**島田総務部長** 山本課長の答弁がですね、先回りして答え過ぎなんだと思うんですけど、  
姿勢としては、人口減少という大きな背景を当然前提として、個々の施設のニーズという  
ものを中長期的に考えた上で、総合的な管理のあり方を考えていくという意味では、三浦  
委員のおっしゃったような方向で検討をしていきたいと思えます。

ただ、課長がさっきから答えているのは、その結果、どれだけの施設が廃止とか休止と  
かという答えが出てくるかというのと、今の段階でそうは出てこないんじゃないだろうかと  
いう見通しを先回りして答えているんだというふうに受けとめていただければと思います。  
基本姿勢は委員のおっしゃるような方向で。

**三浦（公）委員** はい、わかりました。

**玉田委員** 今、市の段階で、結構公共施設マネジメントというのをやっていますよね。そ  
のときに、今のお話にもちょっと関係するかもしれないけど、市の段階だったら、それぞ  
れの地域に出かけて行って、公共施設について住民合意の上で、これを維持にしますねと  
か、廃止しますねとか、撤去しますねって、そういうふうな形をとっていきじゃないです  
か。とっていつているところが今、注目されているんですけど、その管理指針の中で、県  
がやる場合は、県民合意という、その施設が、例えば、さっき山本課長が言ったように、  
大規模な施設であれば住民合意というのは薄れていくけど、例えば、県営住宅とかだつたら、  
生活に密着している施設であれば、それはやっぱりそこに住んでいる方々の住民合意  
というのがやっぱり重要になってくると思うんですけど、その濃淡というか、住民合意の  
取りつけ方というのが、県の段階ではどんなことを10ページのところの26年度か27  
年度に策定する段階でイメージしているのかという、そこをちょっと、考え方があれば聞  
きたいなと思えます。

**山本行政企画課長** 直接そういった住民ニーズを反映するのが県営住宅になろうと思いま  
すが、実は、こちらの10ページにありますように、県営住宅に関しては、土木建築部の  
ほうで、既に個別の施設計画というのをつくっております。団地ごと、老朽化の度合いで  
すとか入居の状況等を見まして、ここは非常に需要が高いので、老朽化した場合には更新  
をしましょう、建てかえましょうとか、ここは昨今、非常に入居状況が悪いと、希望がな  
い、また、周辺に民家がない、市営の住宅が立派なものがあって、もう県のニーズが薄い  
よねというものに関しては、老朽化によって、ここは解体をしようといったこと、そうい

うのは地域ごと、棟ごとに判断をして将来の方向性を土木建築部のほうで定めていくというふうに思います。

また、県立学校については、今、再編計画が終わったところ、あと2校新設校できますと、それで一応終了ということで、現時点では、まだその先というものは検討なされていませんので、今後、またそういった検討に委ねざるを得ないのかなというふうに思っております。

**玉田委員** ということは、何というんでしょう、それぞれの生活に密着している部分についてはしっかりと住民合意を重ねていくという、そういうイメージでいいんですね。

**山本行政企画課長** 公共インフラ等につきましては、今あるもの、それをきちっと維持をしていく、トンネルを補修し橋梁をしっかり守り、機能を維持するということでございますので、そこには当然、住民の皆さんがここは使うと、ここは生活道路だ、ここは産業道路ということでのニーズを踏まえて、そこをしっかり維持していくということでございます。

**玉田委員** 住民合意というのは、決して住民の要求そのものを受け入れるという意味ではなくて、今、公共施設マネジメントでやっている市の段階なんかの話を聞くと、市の財政状況を話をして、将来的な見通しはこうで、その中で皆さん一緒に話をしましょうよって、何かそういうような形を今とっているところが非常に多いので、ぜひそういうことも含めて、この前の財政状況の話だとか、そういうことも含めて、しっかり住民合意を取りつけて、そういうイメージで進めていただければというふうに思います。

特に県営住宅は、市営住宅とかと混在しているケースもあるので、やっぱりそういうところというのは、当然、市と連携をとって、やっぱり進めていくということだと思っておりますけれども、それはもう、そういうことですよ。

**山本行政企画課長** はい。

**堤委員** 10ページの農林水産施設の策定スケジュールは未定となっているんだけど、これは特別な理由か何かあるんですかね、未定というのは。

**山本行政企画課長** 計画の前提になりますのが、まず現状把握と点検であります。何をしなければいけないのかということを押さえた上で計画を組んでおります。その進捗状況のところ、まだ全ての施設についてこれが出そろるかということ、ちょっとまだ見通しが立っておりません。農業施設であれば、ため池については点検終わって、こうしていこうと、ここまで計画をつくると。それぞれこの中でも、農の関係でも、水路であったり、ため池であったり、種別ございますので、その種別ごと進捗が異なっておりますので、全体として未定とさせていただいておりますが、できるところから粛々とやっていくということで農林水産部とも取り組んでまいります。

**堤委員** そういう現状把握と点検が結局、今進んで確定もしていないと。しかし、これは農林水産業で2,100億円か、それは到達実現しようというのが基本的に県の農林水産の関係ではありましたね。そのために、その施設は非常に重要だと思うんですね。ただ、それが進まない現状というのは、結局調査する箇所が多過ぎて人手が足りないのか、何か理由か何かあるのかなというふうに思うんですが。それは農林水産部だからわからないか。

**山本行政企画課長** 各施設につきましては、それぞれ所管をします国の省庁が、こういった方針でこういう内容で計画をつくってくれという指針が示されるようになったんです。

国交省あたりは非常に早くて、もう既に来ておりまして、こういう方向でと。まだ農水省でありますとか警察施設を所管します警察庁、そういったところからは具体的な通知は来ておりません。ただ、これまでもアセットマネジメントとして農林水産の施設に関しても取り組みを進めていますので、できるところから随時、個別の計画をつくってまいりたいと考えております。

**藤田委員長** そのほかございませんか。それでは、最後に包括外部監査及び行政監査の結果について、質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

**藤田委員長** じゃ、全体を通して言い忘れたこと等ございませんね。よろしいですか。

**三浦（公）委員** 言い忘れたことがあります。済みません、1番最初の「大分県行財政高度化指針」に関することなんですけど、国の人事院が給与の総合的見直しをされる。あれは、今出したんですかね。それに向かっていろいろと困難な取り組みもされていかなきゃ悪いと思うんですが、その前に、かなり前に行われた給与構造改革のたしか積み残しがまだあったような気がするんですけど、はっきり言えば、現給保障とか、ああいったものについては、そろそろ、もう九州各県なくなっただすよね。であれば、当然ながら、大分県、総合的に見直しをする前にやっってしまうなきゃ悪いと思うんですけど、ちょっとお考えをいただきたいと思います。

**宮迫人事課長** 委員今おっしゃったように、過去の給与構造改革のときの対応という部分で、対応しなければいけないというふうに、これまでも人事委員会の報告などで言われていることもございますので、そういったことも含めて、今秋の人事委員会の勧告なり報告という形でどういうふうに出るのかと、そういうことも見ながら対応をさせていただきたいというふうに考えています。

**三浦（公）委員** 当然やるでしょうね。わかりました。はい、いいです。

**堤委員** 1つだけ。ちょっと数字を聞きたいけど、給与所得者の源泉徴収、特別徴収で、これは78%と書いているんだけど、その人数がね、残りの22%の人数と、どういう人が22%に入っているのかというのを、ちょっと教えて。

**安部税務課長** 人数は今、すぐ手元にありません。申しわけないんですけども、基本的に特別徴収につきましては、事業所の3人以上従業員がいる方を特別徴収の事業所ということで指定するというようになっておりますので、基本的に従業員数が2人以下の非常に小さい事業所につきましては、特別徴収の対象から外れているというようなことになってございます。

**堤委員** 2人以下の事業所は法的には強制力ないというのも、一応それも特別徴収になりませんかというふうなお話はしているということになるのかな。

**安部税務課長** 事業所のほうから申し入れがあれば、それは特別徴収として指定しております。

**堤委員** はい、わかりました。

**藤田委員長** それでは、以上で質疑も終了したいと思います。それでは、執行部はご苦労さまでした。

〔総務部退室〕

**藤田委員長** それでは、引き続き報告事項に移ります。9月1日に佐賀県で九州・沖縄未来創造会議が開催され、当委員会に所属しておられます小野委員と三浦委員、そして河野委員の3名が出席されております。当日の内容について、事務局のほうから説明をさせます。

〔事務局説明〕

**藤田委員長** はい、それでは出席いただきました、小野委員、三浦委員から補足が何かありましたら。

〔「ありません」と言う者あり〕

**藤田委員長** 委員の皆さんから確認したい事項がございますか。

〔「ございません」と言う者あり〕

**藤田委員長** 特に道州制等広域行政にまつわるものは、議題その他でも一切なかったということですか。

**三浦（公）委員** それについては、国のほうで道州制の機運が下がるにつれて、未来創造会議の方向性が変わってきております。

**藤田委員長** はい、ありがとうございます。この際何かほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**藤田委員長** 別にないようでありますので、本日の委員会を終わります。ありがとうございました。